

京都府小學校會社の仕法に就いて

寺尾 宏 二

一 はしがき

嚮に「明治初年京都府に於ける小學校の建營維持に就いて」なる拙稿を「社會經濟史學」第五卷七號に載せたが、之は京都府廳所藏の布令關係書類を基として、全國に魁けて組織的小學校設立をなし遂げ得たる京都の市中並びに郡部小學校の經濟的方面を主として述べんとしたものであつた。しかし其史料の性質上、法令的であつて、其實際・運用の方面に注意を向けるべき必要があつたのである。其後管見の中に、幾分之を補ひ得るものを獲たが故に、再びこの小論を作した。固より前稿の補遺的の役割を持つものであり、説明の重複を避けた所があるから、前稿の併讀を賜はらば幸甚とする。尙京都府小學校の全般的論述は大久保利謙氏の「明治二年京都に於ける小學校の設立に就いて」〔社會經濟史學〕第四卷五・六・七號）が存する。

二 小學校配分基立現米の運用法

京都府が小學校設立の趣旨の徹底を圖りて達を出したのは明治元年十一月二十日であるが、更に十

一月二十六日に再び之をなした。此の再度の達によりて建營・維持の方策が明らかにされた。維持は府民の力に俟たんとし、竈別出金によりて經常費拮出を目論んだが、民費のみにては勸奨し難く、且難澁人よりの徴收は困難である爲に、設立維持の基本並に助成の意味を以て、元年十月・十一月の二回に現米六千三百五十石を下附し、各町組に分配する事にしたのである。之を俗に御下ケ米と稱し、各町組約百石を得て之を永世維持の資本となす事となつた。之について十一月二十六日の達の中に「兩々下渡米ハ打合之、基立米として中副年寄會社中關係融通し、右小學校入費として半季壹歩（○筆者註、竈別出金）之出來難相調難澁人之出金、可成丈ケ相除キ、右會社之融通を以相續、永世産業興隆之富殖賑恤之道を開くへき事」と云つてゐるのである。即ち小學校とは、教育並びに自治行政を管掌するものであり、小學校會社はその事業を遂行せしむる爲に維持を圖るものである事が明らかとなつてゐる。されば小學校と小學校會社とは異稱同體である。故に小學校へ配分されたる下附米は、之を小學校會社が當然に運用に當るべきであつた。

然らば之を如何に運用したか、下京拾貳番組船頭町の之に關する記録を以て明らかにしたい。先づ第一回の現米分配に關するものは「小學校御備米配分名前帳」と標題されてゐるものである。内容を次に掲出する。

一今般市中小民産業一町組限り引立之旨及示識候處、町組内篤志之者申合、組々小學校ニ而會社申結ひ、互ニ扶助するの仕法相立候向も有之、其志可感賞事也、就而者當府々玄米三千百五拾石市中小學校六拾三ヶ所江配分備置候條、右ヲ基立として中添年寄會社中關係融通し、永世産業を興隆し、富殖賑恤之道ヲ開くへき事

右之通市中諸町組江相達者也

十月
京都府

右御布令之通

一玄米 五拾石

御備米配分之儀、町割仕候處、小町四町有之候間、此分貳町宛兼帶相成候間、拾八町ニ割

壹町ニ付

玄米 貳石七斗七升七合七勺七才

是ヲ町軒役ニ割^下符仕、月々壹石ニ付壹升宛利米差出申候事

則五拾壹軒役ニ割

壹軒役ニ付

玄米 五升四合四勺六才六

右之通配分ニ相成候得共、カン有之候間、壹町分玄米貳石五斗七升配當仕候、夫ヲ白米相搗し、割^下符仕候ハ、白米ニ而壹軒役ニ付、四升八合七勺貳才三五宛ニ相當リ申候事

明治二巳年十二月廿三日

X X X

京都府小學校會社の仕法に就いて

玄米ニ而之割方左之通

三軒半役

一壹斗九升六勺三才

山城屋市太郎[㊦]

壹軒役

一五升四合四勺六才六

山城屋 滿津[㊦]

貳軒役

一壹斗八合九勺三才

山城屋 美津[㊦]

四軒役

一貳斗壹升七合八勺七才

十文字屋吉右衛門[㊦]

(以下三十五項省略)

右之通ニ御座候

第一回現米分配が明治元年十月に達せられたるに、實際に之が分與されたのは翌二年十二月であつたものゝ如くである。之は下京第十二番組小學校の開校が、同二年十月六日であるから、その開校成つて始めて之を得たものであらう。該校は學區改組して下京第十四區となつた現在の永松校である。兎もあれ、分與された玄米五十石は、五拾壹軒役を有する船頭町三十九戸に貳石七斗七升餘を再分割して與へられた。然しその目的とする所は小學校維持の基立となすにある。假令永世産業興隆、賑恤云々とは云へ、かくて維持の目的に出づるのであるから、實質は一種の強制貸付に外ならない。その

利率は『月々壹石ニ付壹升』とあるから、月壹歩の割になり、年壹割貳分に相當する。壹軒役とは壹戸に對する標準課役であり、その家の貧富によりて増減する。即ち大家には三軒役・四軒役あり、小なる所には七分五厘役・半軒役とする。船頭町にては、四軒役一戸、三軒半役一戸、三軒役二戸、二軒二分五厘役一戸、二軒役三戸、一軒半役一戸、一軒役二十五戸、七分五厘役一戸、半軒役四戸であつた。

第二回の現米分配の記録も同様「小學校御備米配分名前帳」と標題されて、記載も第一回のそれと同様である。第二回の布令は、前稿にも引用されてあるから之を省略する。而して現米は『午二月朔日御下渡』と記されてゐるから、明治元年十一月のものが、三年二月に實際に配分されたのである。

一玄米 五拾石

御備米配分之儀、町割ニ仕候處、小町四町有之候間、此分貳町宛兼帶相成候間、拾八町ニ割、

壹町ニ付、玄米 貳石七斗七升七合七勺七才

右配分之玄米金三拾兩ニ賣拂、金子ニ而軒役江割荷仕、月々壹石ニ付壹升宛、利米差出申候事

則金三拾兩也

是ヲ五拾壹軒役ニ割

壹軒役に付

金貳歩壹朱ト貳百文宛

明治三年年二月五日

(附箋) 右軒役に割符仕候ハ、少々残り金御座候得共、前々御下米之節白米ニ而割付節、カン相立候ニ付、白米

相調候間其代錢ニ致置候事

割方左之通

三軒半役

一金壹兩三分三朱ト壹貫拾貳文

山城屋市太郎[㊦]

壹軒役

一金貳步壹朱ト貳百文

山城屋 滿津[㊦]

貳軒役

一金壹兩貳朱ト四百文

山城屋 美津[㊦]

四軒役

一金貳兩壹步ト八百文

十文字屋吉右衛門[㊦]

(以下三十五項省略)

右之通ニ御座候

第二回の各戸配分は金に換へて行つた事が明瞭となり、二石七斗餘を三十兩となしてゐるから、下京第十二番組にては約五六百兩となる譯である。前稿に於て私は一石十兩の割は過當ではなからうかと述べたが、事實之が行はれてゐる。その高價なりし理由の一に、明治元・二年の凶作が存するのであらう。かく第一回・第二回を通じて各校に約千兩餘の基立となるべきものが配分され、最も確實な

るべき貸付が行はれて利殖が圖られる事になつたから、小學校それ自體に於て維持される見込がついた。云ふまでもなく實際に於ては小學校會社の執掌する所である。尙此兩者の記録中、『カン』とあるは精白の際の搗減りを云ふので缺米の謂であらう。その精白の際のみならず、貯藏の際に於ける虫喰・鼠喰、又量り減り等を缺減米、缺米と稱してゐる。

更に問題は、何時まで此の御下米の利殖が圖られたかにある。最近筆者の入手したる下京廿四番組三吉町の「小學校會社備米金請取帳」なる明治三年七月より書繼記録に物語る所がある。此の下京廿四番組小學校は後、下京七區となり太元校と稱し、現在の有濟校に當る。

小學校會社御備米

一 黒米拾六俵 此升四石六斗四升

但シ壹石ニ付 金拾兩貳分價

此金四拾八兩貳分三朱ト錢三百廿五文

右三拾軒役割

壹軒役ニ付 金壹兩貳分貳朱ツ、 貸附

此利一ヶ月ニ付 錢貳百四拾四文ツ、

右者會社備米積立金町中拜借金之内儘ニ預リ申處實正也、然上者月毎ニ壹分半之利足相立可申候、尤元金之儀者會社御用之節、何時ニ而も無遲滯急度返辨可仕候、爲後日預リ申證文依而如件

明治三庚午年七月

以上を前書として『右之通り承知仕候連印左之通』として、六軒役一人・四軒役二人・三軒役一人・二軒役一人・一軒役十一人、計三十軒役十六人が預り書の覺を連署連印してゐるのである。而して返却濟の所を抹消してゐる外、軒役を改めたものも存する。返却濟のものに年月の記したのものも無いものもあるが、松屋太兵衛は明治九年九月二十七日返濟し、中川彌平治は明治十年十二月二十六日返戻の旨が見える。即ち一律に返却せしめたものではなく、隨時返却を認めたのであつた。

更に本冊の末尾の方に、新しく貸付した覺書がある。梶原伊八に金壹圓六拾貳錢五厘を九年四月に貸付け、松島榮助に同額を同じく九年五月に貸付けた。此の金額は一軒役の一兩二分二朱の換算額に相當し、此兩人は恐らく同じ町内であつたらう。利子は梶原は一ヶ月貳錢四厘四毛、松島は錢二百四十四文と記してあるが、證印を墨筆で抹消した所を見ると、やがて返濟したものと認むべきである。特に注目さるべきものに左の如きがある。

證

一金壹圓六十貳錢五厘 此利子壹ヶ月ニ付 壹錢六厘ツ、

右之通正ニ預り申候實正也、御沙汰之節ハ何時ニ而茂返却致候也

明治九年九月廿六日

愛宕郡第壹區吉田村

鈴 鹿 芳 春[㊦]

即ち此の貸付は管外のものである。一般に明治初年のかゝる種類の貸付の場合、管外は利率が高い

のに之が低い特徴が存するが、此の理由は知るを得ない。之も證印が抹消されてゐる。

以上によつて、小學校へ配分せるものが明治十年頃まで存續されてゐる事が明らかになつた事と、此の下渡米を元資とする小學校會社の融通仕法の一に、各町内に再分配して、町をして貸付けさせた點がほゞ確定されるのである。而かも之が随時返済せしめ、更に之を新規貸付の方法を採つた事も知り得た。しかし本節に説く所は、下渡米を中心とするものであり、小學校會社は之のみによつて小學校維持を圖つたものでない。此の外、寄附を受付け、或は有志者より金圓を預りて利子を支拂ひ、之をより高率に貸付ける等、銀行業の機能を發揮してゐる。此等の點を次節以下において述べる事にする。

三 小學校會社仕法帳

京都府小學校はその經營を該組の小學校會社に行はしめた事は、「京都小學五十年史」所收の關口秀範氏「聞見録」及び前記大久保氏論稿にも觸れられてゐるが、今度新たにその運用の方法を明察せしむべき仕法書を得て一層その内容を詳かにする事が出來た。よつて之を次に録示する。同じく下京十二番組のそれである。

下京拾貳番組會社仕法帳

乍恐口上書

京都府小學校會社の仕法に就いて

一先般難有御趣意を以、小學校所御建營被成下、其上右建營ニ付御金八百兩御下ニ被成下内半高四百兩者組中江被下置、残り半高無利足拾ケ年賦ニ返上納之儀御聞届被成下、冥加至極、難有仕合奉存候、然ル處猶又此後右小學校所永續方之儀ニ付、種々難有被仰出奉拜承候ニ付、組中同志之者共申談、社を取結、別昏名前帳面前條仕法書之通、小學校永續方並組中救難もの助成方、且社中互ひニ救合候仕法相立候、右ニ付而者、御上様奉蒙御仁惠居候而者同志一同誠ニ以奉恐縮候ニ付、前願拜借御金毎年十一月奉上納候、小學校御建營爲御冥加拾ケ年之間、年々金拾五兩ツ、奉獻納申度奉願上候、御慈悲ニ右之趣御聞届被成下候得者、難有可奉存候、以上

仕法書

一金貳千拾七兩

有志一統出金基立

但一ヶ月金拾兩ニ付金貳朱利足

壹ケ年利分

金三百貳兩貳步壹朱 永七文半

内 金百八拾兩

小學校入費手當

金四拾兩

拜借金上納

金拾五兩

御冥加金上納

金七兩貳步

入學出精之兒童江褒美手當

金六拾兩壹朱永七文半窮民助成手當

右之通仕法相立候ニ就而者、自今社中江金子預ケ度者は會社請取書相渡シ月八朱之利足を差遣、商用元手金借用願出候節者壹分ノ壹分半之利足取之貸遣シ、此利徳を以凶年之手當ニ相備申度、此段御聞届被成下候ハ、萬幸

之至ニ奉存候 以上

明治貳巳年十一月

下京拾貳番組

中年寄

植村儀右衛門^印

添年寄

北村利右衛門^印

右之通相違無御座候 以上

大年寄

杉本次郎兵衛^印

京都御政府

此の願が京都府によつて聽許されたのは、京都府印の割印を押捺された符箋が物語る。即ち此の願書に次の文言を符箋を以て書加へて、下京拾貳番組に差回したのであつた。

願之趣神妙之事ニ付聞届候、冥加金年々上納之度々、改而當府ノ其組小學校^五可下渡候事

此の指令の如くに冥加金は再度小學校へ下附されたが、拜借金上納も亦やがて免除されるに至つた事は前稿に於て論述した。但しその際に八百兩の建築費と永續費としての現米分配の換算額とが略同じくなるがその使途が全く異なるから、史料の上で明らかでなくとも別個に下附されたものであらうと述べた。此の事も亦此の仕法書によつて明らかにされるであらう。八百兩の半額は還附するに及ばず、四百兩のみ十ヶ年賦にて還納すべきであつたから四十兩が拜借金上納と記されてゐるのである。

此に於て小學校會社の中心的元資となつたものに御下渡米の外に、府より下附された建營費として

の八百兩の存せることを知つたのである。而して此の兩者の本質的相異について別に考へる所があるが、今は小學校會社の機能・仕法の點からの考察に止めて、之については近く稿をなすつもりである。

四 小學校の維持費

前項に擧げた下京第十二番組小學校の仕法書の中に、金六十兩餘を窮民助成手當に宛てゝある。當時小學校の機能が育英機關たるのみならず、自治機關として各般の事務を執つたからである。之は既に詳述したものがあつたが、具體的に之を示すべき一史料がある。

證

一金三兩貳步也

右之通米施行ニ付御施入、正請取申處如件

明治三十二年二月

十文字町年寄利兵衛

下京四番組小學校

下京四
番組請
取之印

即ち米施行の請取書であり、町會所の機能を引いた小學校が之を擔當せるを明にしよう。嚮きの窮民助成と關聯して興趣がある。下京四番組小學校は日彰校(舊名階松校)の前身であり、十文字町はその組に屬し、柳馬場通りを中心とし錦小路と蝸薬師通とに挟まれた間を云ふ。

此の下京四番組小學校の設立に關して、建營費の出金に關するものを次に擧げて、前稿の不備を補

ひたい。

證

一金拾七兩貳步也

右者今般當組内小學校建營諸入費之内江有志之御出金髓ニ請取申候處如件

明治二巳年四月

中年寄

遠藤彌三郎[㊦]

添年寄

市田 理八[㊦]

十文字町年寄次郎兵衛殿

議事者衆中

下京四番組小學校は二年六月二十日に開かれ、全市小學校六十四校中、逸早く第四番目に開校された。此の出金は次郎兵衛個人のものでなく、議事者衆中と併記されてゐる點から、前代の町會所に出せる年寄・五人組等の十文字町の人々の醵金に係るものであつたらう。尤も當時の職名なる議事者は町民より選任せる二人乃至三人の町役人にて、町役人は他に年寄・五人組があつたのである。然し開校せるものゝ建營費の不足は更に出金を強要した。之について

證

一金五兩也

右者小學校建營入費不足ニ付、有志之再資髓請取申候處如件

明治二巳年九月

中年寄

遠藤彌三郎[㊦]

十文字町年寄利兵衛殿

が殘されてゐる。但し建營費は京都府より全部下附される事になつたのは前稿にも述べた如くであり、出金が強制に過ぎた弊に基づいてゐる。よつて之は出金者に返還せしむる事になつた。但し眞に小學校の旨趣を理會し、進んで出金の志あるものは之を受納して差支へなしと指令してゐる。十文字町よりの出金は如何に處置されたか之は明らかでない。

小學校維持費は民間負擔たらしめる事は設立當初からの意圖であり、元年十一月廿日の設立勸説の遂にも『裏家住居之者も借家住居之者も、一竈を構へ朝夕の煙を起るものは、皆半季一分の出金と申事なり』とあつて、所謂竈別出金の方法に主として據らしめんとしたものである。此の取扱上の問題、即ち一律平等に竈金を徴收するや否やについては前稿にも論述したが、準則としては半季に家持廿五錢、表借家拾貳錢五厘、裏借家六錢貳厘五毛の徴收とし、その不足分は積金利息を以て補ふ事にした。今この例を下京八區小學校の例について求める。下京八區校は現在の栗田校で、もと下京二十五番組に屬してゐた。學區改正後のものであるから明治八年一月のもので、木版を以て刷られた『戸別集金之通』と表面に表はれてゐる。

裏借家竈別月割 金貳錢五厘

兩區長給月割 金壹錢〇五毛

右毎月十五日迄可差出事

(明治九年一月改 戸長給七厘)

(壹ヶ月分合) 西海子町

(金五錢貳厘五毛)

三浦嘉兵衛

括弧内は後の改正による追筆であり、七厘増加を示す。西海子町は三條大橋の東、東山通りに近き舊東海道筋の一町名である。出金者は三浦嘉兵衛たる事云ふ迄もない。此の竈別出金も次第に増加されたる事が看取され、裏借家たりと雖も、一ヶ月五錢貳厘五毛を徴課された。尙この前書について、一より十二の月を現はず数が、五ヶ年分刷られて居り、出金の都度、その月に領收の印が押されてゐる。此の通帳は二年三月分まで押捺されて居り、十年三月迄の領收済を示してゐた。

尙後年のものであるが、郡部に於ける學校費徴收のものがある。伏見一帯即ち紀伊郡のそれで蒔蕪版を以て町村總代に通達せる次の如きである。

學校費今般議會ニ於テ左之通議了候間、本月ヨリ毎月二十日限り差出候事

一 壹戸ニ付 金七錢五厘宛

右相達候也

十七年七月

戸長役場

總代御中

京都府 伊豆郡 南八丁 目
外五拾ヶ町 聯合
戸長役場之印

之を以て直ちに市郡の比較をなすを得ないが、大體一律に七錢五厘を課せられるのは、市中のそれに比して高率であつたことを想はしめる。

此等竈別出金の外に、隨時獻金あるのを待つたことも云ふ迄もない。例へば

上京第十七組龜屋町 市原 喜助

其組内學校建設ニ付テハ人材教育之御趣意ヲ體認シ、爲學校資金五拾錢差出候段希特ニ候事

明治十三年二月六日

京都府

とある如くであつた。第十七區小學校は現在の中立校であるが、此の種隨時の獻金は相當にあり、金額も貳錢五厘から拾何圓何拾錢に迄及んでゐる。殊に端錢まで添へてゐるのは物品を以て寄せ、之を表彰するに際して金錢に評價した爲ではなかつたか。京都小學校の最も早き開校を示す柳池校所藏の明治初頭の寄附名前帳なる一冊には多く此の評價が記されてゐる。

五 小學校會社の金融仕法

京都府小學校の維持に於て、最も興味深きは小學校會社の仕法である。之については前稿に於ても、亦本稿の當初に之について述べた。前稿起草當時披見し得なかつた關口秀範氏の「聞見録」は「京都小學五十年誌」に收載せられてあり、大久保利謙氏は之を引用されて下京四番組のその仕法を明らかにされた。その主たる所は

一社中基立之義者銘々身上ニ應シ、三箇年之間月々積立金出金、十三箇年之間積置、其利ヲ以テ基立ニ致、左之
廉々扶助致候事

といふにあり、即ち三ヶ年間に積立、之を十ヶ年据置きて然る後若干の利子を附して割戻し、その間の利潤を基金として之による利子を以て諸般の事業の使途となした。此の點は本稿の下京十貳番小學校會社の仕法書の缺を補ふであらう。序を以て述べるならば、下京四番組にては中年寄遠藤彌三郎・添年寄市田理八の兩人は各三百六十兩宛を出金したといふ。之も前述せる大文字町の出金の場合と對照して興味が存しよう。

然し小學校會社の實際の利殖の様子は從來知られてゐなかつた。前稿に於て私は上京第廿二組小學校會社の貸付の一例を借用證を舉げて紹介した。たゞその小學校會社の金融機關として何時まで存続したかは不明であり、關口氏の敘述も明白を缺く。私は兎もあれ十二年三月までは確證され、十五年頃まで繼續されたであらうと述べた。然しより以上繼續されてゐた事を明白にする史料を得た。京都帝大法學部所藏に係るものである。

此の小學校會社は上京區第三拾壹組のそれである。之は現在の銅駝校にて、開校は二年九月廿一日であつた。現在はもと舎密局のあつた夷川橋西詰上ルにあるが、以前は寺町二條東北角、即ち妙滿寺の上隣に存してゐた。此の小學校會社が明治十六年に基立金として金子を預つて運用してゐた事實を

先づ擧げよう。

預り金證書

(五錢收入印紙一枚貼付、會社印を以て割印す)

割印 上京三十一番小學校 一金五拾圓也

利子金壹分定

右之金額當校基立會之内正ニ預り申候處確實也、御入用之節者、何時ニ而茂返却可申候、依之預り金證書如件

明治十六年十一月十二日

上京區第三拾壹組

藤木町御中

第四十九號(朱書)

前書之通相違無之候也

京都府上京區第三十一組長 役場之印 (割印)

戸長 宅間太兵衛

京都府上京區第卅一組 戸長宅間太兵衛 取締之印

藤木町とは寺町通竹屋町東南、新烏丸通までの一廓の町名である。即本書は藤木町より醸出せる金五拾圓を金融運用の資金となしたのであるが、既に同年五月にも藤木町有志の組織せる源切講より講金百五拾圓を同様資金の爲に預つてゐた。

證

(收入印紙七枚貼付、五錢二枚一錢玉枚、上三十一證の割印)

一金壹百五拾圓也

右之金額當校基金之内江正ニ預リ申候、御入用之節ハ、何時ニテモ相渡シ可申、爲後日預リ證依而如件

明治十六年五月五日

上京第卅壹組

會

社上三十一番
小學校

小西德 二印

野村源 助印

樋口仁兵衛 印

内堀彦 七印

北村全 城印

右 戶長

宅間太兵衛 印

藤木町

源切講御中

之には利率は明示してないが、藤木町金の預りと同じく一歩であつたらう。この一歩は月一歩であらう事は、直に推定される。然らば之を如何程の利率を以て貸付けたであらうか。幸ひにして同じ小學校會社の貸付に對する借用證書を見る事が出来る。

借用金證書

(收入印紙四枚貼付、十錢三枚、五錢一枚、借用主等の連印にて割印)

一金參百五拾圓也 利子金月四圓三拾七錢五厘定

右者今般無據要用ニ付、小學校基金之内書面之金額正ニ請取連借申候處確實也、返済之儀者、本年七月廿五日

京都府小學校會社の仕法に就いて

第二十二卷 第一號 一二九

限り、無相違皆濟可申候、則抵當左ニ

上京區第貳拾組西山崎町貳百四拾番地

第六十九號(朱書)

一宅地 壹ヶ所

地券壹通相渡置申候

所有主 山本治三郎[㊦]

第六十九號(朱書)

右地所ニ在之

一建物 四棟

同區同組 米屋町貳百七拾八番地

第四十五號(朱書)

一宅地 壹ヶ所

地券壹通相渡し置申候

所有主 山本治三郎[㊦]

第四十五號(朱書)

右地所ニ在之

一建物 五棟

右貳ヶ所者、屋根惣瓦葺天井敷鴨居床板椽側之庇雨戸廻り附屬品在形之儘朱引圖面貳通相渡し置申候

右第壹番爲抵當書入置候上者、期限ニ至リ返濟難出來節者、右抵當品賣拂、該金を以償却可仕者勿論、若賣拂代

金ニ而不足相立候ハ、連帶之内より別金を以速ニ元利共無相違皆濟可仕候、自然臨時御金御入用之節者、期月

ニ不拘、御指圖次第、何時ニ而茂辨償可仕候、將亦連署之内品替等在之候者、跡相續之者引受、急度辨償仕、聊

同 山本治三郎[㊦]

御損難相掛ケ申間舖候、爲後日連借金證書依而如件

明治十七年二月十二日

上京第廿組西山崎町

山本治三郎^印

山本治助^印

下京區第三組姥野町

畑山房治郎^印

上京九組上小川町

松本忠兵衛^印

上京區第三拾壹組

小學校會社 御中

前書之通所有相違無之候也

戸長 櫻村 八助^印

之によつて先づ利率が月一步二厘五毛である事が明らかになり、前掲預り證に比較し、その差等が純利になる。次に借用者が町組を異にする點が指摘される。前稿に擧げた借用證に於ては借用主が同じ町組のものであつた。尙それは上京第廿貳組小學校會社であつたが、利率は一步五厘であり、各組によつて利率にも差等があつた。

殊に本證書によつて地所抵當の場合には地券を渡して置く事も知られる。傍書の朱書の番號は、地券・圖面管理番號を意味するものであらう。兎もあれ本證書によつて小學校會社が明治十七年二月ま

で貸付を行つてゐた點が明白になつた。

更に本證書には追筆があり、之によつて本貸付一件の経過を知る興味ある事實が知られる。第一に連借人名の上部空白の場所に朱肉木印をもつて押捺された京都治安裁判所の印がある。『明治十八年勸解第六六六五號、明治十八年九月五日、京都治安裁判所』と讀める。(圈點は朱筆を以て記入せるもの)而して裁判所の下に認印があり之は『秀直』とあり、擔當判事の名であつたと推察される。本證書表面の奥、左下隅には『明治十九年十二月三日消印ス』と朱書され、抵當物件の上の割印が『消』の黒肉印にて消されてゐる。判然とは見えぬが消印の下の割印は、小學校會社印ではなかつたかと思はれる。此の經緯は證書裏面に記されたる朱筆の次の文言によつて諒察されるであらう。

表書之貸主、上京區第三十一組小學校會社、明治十九年四月身代限申付候ニ付、此證文ハ入札ヲ以テ京都府上京區第三十一組藤木町佐々木源七へ相渡候條、此證文ノ金額ハ右佐々木源七へ濟方致候上、其通當裁判所可屆事
 明治十九年十一月廿七日
 京都始審裁判所圖

之によつて見れば、本貸付は期日たる明治十七年七月二十五日に至るも皆濟されなかつた。債權者たる上京三十一組小學校會社の當事者の努力に拘らず、貸金は回收されず、剩へ證書文言の抵當物件の賣拂も行はれず、荏苒日を過ごす事になつた。恐らく返濟期限の延長、即ち貸付の書替等は行はれなかつたらしい。(治安裁判所が始審裁判所と改められた年月は未だ明らかになし得ない。)

ところが、小學校會社そのものは、却つて預り金の債務に於て不履行をなし、債權者達より破産の訴訟を提起されて了つたらしい。本一件にて示す如くに貸付は回収されず、利子の取立も行はれなかつたものゝ如くであるから、債權者への小學校會社それ自身の利子も滞る事になり、之によつて取付に類似の事態が惹起したらしい。裁決は結局身代限りとなつた譯である。時に明治十九年四月であるから、此の時まで上京第三十一組小學校會社は存続したのであらう。

その判決があつて、恐らく九月に至つてからであらう、此の小學校會社への債權者により處分が行はれたが、貸付の未済取立の分を競争入札せしむる事になり、その結果本一件は同組内の藤木町佐々木源七に落札されることゝなつた。よつて十一月に此證書を佐々木に渡された。藤木町は前記二通の預り證によつても相當の大口債權者であつたのであらう。而してその文言に現はれた如くに、連借人等がこの貸付一件に於ける小學校會社に代る新債權者たる佐々木源七に、抵當物件の讓渡か、然らずんば元利金返済かによつて落着を遂げたのが、證書表面の消印の時日たる明治十九年十二月三日であつたと思はれるのである。

六 結 び

以上によつて、前稿の實際的方面の諸例について述べたのであるが、特に小學校會社の仕法に於て、從來の下京四番組小學校會社の仕法書より更に詳密なるものを得た。ついでには小學校會社の存續

期間が、明治十九年まであつた事が明らかになつてゐる。

而かもその上京三十一組小學校會社の終末が、關口秀範氏の「聞見録」に年月を明示することはなかつたが、『豫期の効果を收むるに至らずして中途解散となつた。恐らく他の町組の會社の成り行きも亦大同小異であつたらう』と云へる如くに、結局は貸付回収不能によつて解散し没落したのであつた。但しある時期に於ては、圓滑に行はれ、利殖をなし得たのは云ふまでもない。此の事は。前稿に説いた上京第廿二區小學校會社はその小學校たる現在の春日校の移轉建築に與つて力あり、下京四組小學校たる日彰校（舊名階松校）の明治五年の校舎移轉新築費約七千圓が會社より一時支出されてゐたと關口氏が語つてゐるに徴せられるであらう。

此の小學校會社に代り、如何に學區經濟、即ち小學校維持が行はれたかは別に陳べる機會を得たく思ふ。尙本稿に引用せる史料は京都帝大法學部の外、淺井安次郎・柴田信太郎・鳥居三七男・前田吉三郎諸氏の所藏に係り、昭和十一年十月中旬に京都市公同組合展覽會に出陳せられたものである。寓目の機會を與へられた京都市廳庶務課・公同組合聯合會並びに所藏各位に謝意を表したい。

（昭和十一・十・十五稿、同・十一・二九、補訂）